

町・県民税、所得税の申告はお早めに!



申告期間 2/16(金)～3/15(木)

今年も町・県民税と所得税の申告時期が近づきました。これは、町民の皆さんに1年間に得た所得を申告していただくものです。期限が近づくと込み合いますので、必要な書類を早めに準備して、町・県民税は税務課に、所得税は小田原税務署または税務課に2月16日(金)から3月15日(木)までの間に申告してください。

町・県民税の申告が必要な方

- 昨年中に所得があった方
住民登録のあるなしにかかわらず、今年の1月1日現在町内に在住し、昨年中に所得(給与、事業、不動産、年金、恩給、配当など)のあった方
- 給与所得者で、給与以外の所得があった方
- 給与所得を2か所以上から受けていた方
- 昨年中に所得がなかった方

町・県民税の申告が必要でない方

- 税務署へ確定申告書を提出される方
- 給与所得者で給与以外の所得がなく、町・県民税が給与から天引き(特別徴収)されている方
- 平成18年中に家族の扶養控除となっている方

収入がないのに申告書が届いた方

申告書は、住民基本台帳に基づき昨年の申告状況や収入状況などを参考にしてお送りしていますので、主婦や学生、病氣などで所得のなかった方はその旨を記入して提出してください。申告がありませんと年金・児童手当などの給付、国民健康保険料・介護保険料の決定、所得証明書などの発行ができませんので必ず申告してください。

配偶者の収入と税金について

配偶者の控除には、配偶者控除と配偶者特別控除の二つがあります。配偶者の所得が38万円以下の方は配偶者控除を受けることになります。一方、38万円を超えて75万円(給与収入にしますと141万円)未満の方は配偶者特別控除を受けることになります。

配偶者(妻)の所得と税金

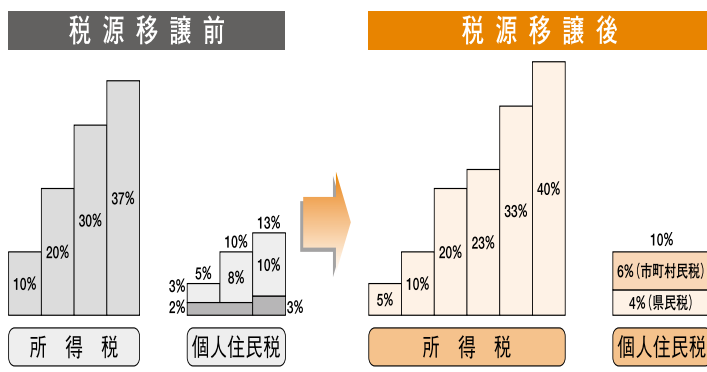
配偶者(妻)の所得 (給与収入)	夫の税金(所得税、町・県民税)		妻の税金	
	配偶者控除	配偶者特別控除	所得税	町・県民税
32万円以下(97万円以下)	ある	ない	課税されない	課税されない
32万円超(97万円超)			課税されない	
35万円以下(100万円以下)			課税される	
38万円以下(103万円以下)	ない	ある	課税される	課税される
38万円超(103万円超)			課税される	
76万円未満(141万円未満)			課税される	
76万円以上(141万円以上)		ない		

※夫の所得が1,000万円以上の場合は、配偶者特別控除は受けられません。

控除額は配偶者控除が38万円(町・県民税は33万円)、配偶者特別控除が所得に応じて最高38万円(町・県民税は33万円)です。配偶者の所得が年末調整で申告した金額と異なっている場合は確定申告してください。配偶者本人の所得税は、所得が38万円以下であれば課税されません。町・県民税は所得が32万円(給与収入にしますと97万円)を超えると課税となります。

平成19年度の税制改正などによる住民税の改正点

● 所得税から個人住民税への源移譲
所得税の一部を個人住民税へ移すことになりました。個人住民税の税率が3段階から一律10%に変わります。また、所得税の税率も4段階から6段階に変わります。



そのため、住民税は増加しますが、所得税は減少し、全体の負担額はほとんど変わりません。

● 定率減税の廃止

定率減税とは、税額から一定の額を控除する措置です。この定率減税の額は、平成17年度分までは所得割額の15%相当額(4万円が上限額)、18年度分は所得割額の7.5%相当額(2万円が上限額)となっていました。19年度分から廃止されることとなりました。

● 高齢者非課税措置の段階的廃止

65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円(年金収入のみで245万円)以下の方は、住民税がこれまで非課税とされてきましたが、平成18年度から段階的に廃止になりました。

〔段階的廃止の内容〕

平成17年1月1日時点で65歳に達している人で、前年の合計所得金額が125万円(年金収入のみで245万円)以下の方については、18年度は税額の3分の1、19年度は税額の3分の2、20年度からは全額が段階的に課税されます。

● 水源環境保全のための「個人住民税の超過課税」

神奈川県では、水源環境保全・再生のため個人住民税の均等割と所得割に対して超過課税をお願いすることとなりました。変更は次のとおりです。

均等割1,300円(300円上乗せ)
所得割4.025%(0.025%上乗せ)
税制改正の詳しい内容や税額の試算は、町ホームページをご覧ください。



URL: http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/index.html

こんなとき還付申告すると所得税が戻ります

- 住宅取得控除
自分で居住するために一定の要件に該当する住宅を購入したとき、新築または増改築したとき、また土地を取得したときは、一定の借入金などの残高を対象として税額控除が受けられます。
- 医療費控除
平成18年中に、本人や本人と生計を一にする親族のために支払った医療費は、保険金などで補てんされる分を差し引いた金額から、総所得の5%か10万円のいずれか少ない金額を差し引いた金額が医療費控除額となります。

控除限度額は200万円で、控除を受けるには、領収書などが必要です。

● 年末調整に控除が間に合わなかった場合

扶養控除や社会保険料、生命保険料などの控除が年末調整に間に合わなかった方が対象となります。申告には、源泉徴収票や保険料の支払証明書などが必要です。なお、還付申告は2月16日(金)以前でも受け付けます。

贈与税の申告は3/15(木)までに小田原税務署へ

平成18年中に、個人から土地や建物などの不動産、現金、預貯金、株式などの財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方は、贈与税の申告が必要です。また、「相続時清算課税の特例」、「住宅取得資金等の特例」、「居住用不動産の配偶者控除の特例」の適用を受ける方は、税金がかからなくても申告が必要となります。

贈与税の申告と納税は、財産の贈与を受けた方が、住所地の所轄税務署へ行きます。贈与税の申告(納税)期間は、2月1日(木)から3月15日(木)までです。

個人事業者の消費税の確定申告は4/2(月)までに小田原税務署へ

平成15年分の課税売上高が1千万円を超える方および「消費税課税事業者選択届出書」を提出された方は、18年分の消費税の確定申告を行ってください。消費税の申告(納税)は4月2日(月)までです。

照会先

- 町・県民税、所得税について 税務課 ☎5-7750
- 所得税、贈与税、住宅取得控除、消費税について 小田原税務署 ☎0465-35-4511

申告相談所の開設

役場閉庁日の3月3日(土)、4日(日)の2日間についても、本庁舎住民ホールで申告相談を行います。また、小田原税務署でも、2月18日(日)、25日(日)の2日間、申告を受け付けます。詳しい日程は次のとおりとなっておりますので、ご利用ください。

申告相談所の開設

● 箱根町申告相談(町・県民税、所得税)

月日	会場
2月16日(金)～ 3月15日(木)	役場分庁舎4階 第6会議室

※受付時間 9:00～17:15



月日	会場
2月20日(火) 21日(水)	宮城野公民館
22日(木) 23日(金)	仙石原文化センター
27日(火) 28日(水)	温泉公民館
3月3日(土) 4日(日)	住民ホール (役場本庁)
3月6日(火) 7日(水)	仙石原文化センター
8日(木) 9日(金)	宮城野公民館
13日(火) 14日(水)	箱根出張所 温泉公民館

※受付時間 9:00～16:00

● 税理士会による無料相談(所得税)

月日	会場
2月1日(木) 2日(金)	小田原市川東タウン センターマロニエ
2月20日(火) 21日(水)	宮城野公民館
22日(木) 23日(金)	仙石原文化センター

※受付時間 9:30～12:00、13:00～16:00
照会先 小田原税務署 ☎0465-35-4511

● 青色申告会による無料相談(所得税)

月日	会場
3月15日(木)まで	納税センター青色会館 (旧小田原合同庁舎)

※受付時間 9:00～17:00
照会先 (社)小田原青色申告会 ☎0465-24-2611